保健室からのお知らせ

感染症について

入学前に感染症の罹患歴と予防接種歴を確認してください。麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎は、感染予防のために予防接種が有効です。母子手帳などを確認し、罹患歴や予防接種歴がない場合には、医療機関に相談の上、予防接種をお勧めします。

【問い合わせ先】広島修道大学　保健室　ＴＥＬ：０８２－８３０－１１１８

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止期間について

（学校保健安全法施行規則第１９条より）

分類	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＡＲＳコロナウイルスに限る）及び特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消えるまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症※	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※第二種の新型コロナウイルス感染症とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。出席停止期間の「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。無症状の場合は、検体を採取した日から５日を経過するまで。

注）第一種もしくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。